

事務連絡
令和2年2月17日

各厚生労働大臣認可

{	水道事業者
	水道用水供給事業者

 担当者 殿
各都道府県水道行政主管部（局） 担当者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」（令和2年1月31日付け事務連絡）を発出し、各水道事業者等において、国民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策等に努めていただくようお願いしてきたところです。

この度、新型コロナウイルス感染症に関する内閣官房及び厚生労働省のウェブサイトにおいて、「多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。」と掲載されました。つきましては、普及啓発関連行事等を主催される水道事業者等におかれましても、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。

また、各水道事業者等において新型コロナウイルス感染症対策について検討する際には、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」（平成21年2月厚生労働省健康局水道課）に準じた対策を取ることが有効と考えられますので、参考としてください。

新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、引き続き、以下のウェブサイト等で最新かつ正確な情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局等の関係機関との情報共有を密にするようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしく申し上げます。

(参考)

○首相官邸 (「新型コロナウイルス感染症に備えて」)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省 (新型コロナウイルス等「感染症情報」)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○厚生労働省 (水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担当：鮫島、中川

電話：03-3595-2368 (直通)

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp